

神奈川県災害救援ボランティア支援センターの運営等に関する協定書

かながわ県民活動サポートセンター所長（以下「サポートセンター」という。）、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長（以下「県社協」という。）、社会福祉法人神奈川県共同募金会会長（以下「県共募」という。）及び特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク理事長（以下「KSVネット」という。）は、災害発生における神奈川県災害救援ボランティア支援センター（以下「支援センター」という。）の運営等に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神奈川県災害対策本部設置時に、災害救援ボランティア活動支援のため、神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に基づき設置する支援センターの運営及びその協力体制等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 支援センターは、かながわ県民活動サポートセンターに設置することとし、その運営事務局はかながわ県民センター11階に置く。ただし、災害等の状況により設置しがたい場合は、別途定める候補地から最適な場所を選定して設置することとする。

(運営)

第3条 支援センターは、次の団体が協働により運営を行う。

- (1) かながわ県民活動サポートセンター
- (2) 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会
- (3) 社会福祉法人神奈川県共同募金会
- (4) 特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク

(設置時の報告)

第4条 サポートセンターは、支援センターを設置したときは直ちに、県社協、県共募及びKSVネットに報告し、協働により運営することを確認する。

(業務内容)

第5条 サポートセンター、県社協、県共募及びKSVネットは、この協定に従い、次の業務を協働で実施する。

なお、具体的な業務内容及び役割等は、別紙のとおりとする。

- (1) 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信に関すること。
- (2) 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援及び各種連絡・調整に関すること。
- (3) 災害救援ボランティア活動への支援に関すること。

(責任者と意思決定)

第6条 支援センターの運営責任者は、支援センター長となるかながわ県民活動サポートセンター所長とする。

2 支援センターの運営に係る重要案件については、協働4者の合議により決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、運営責任者が決定し、3者に報告する。

(運営経費等)

第7条 支援センターの設置・運営に伴い必要となる経費の確保や支出方法については、あらかじめサポートセンター、県社協、県共募及びKSVネットの4者で協議して決めておくものとする。なお、想定外の支出が生じた又は生じるおそれがある時は、その都度4者で協議して定めるものとする。

(平常時における取組み)

第8条 サポートセンター、県社協、県共募及びKSVネットは、支援センターの円滑な運営のため、平常時から随時、次の取組みを行うものとする。

- (1) 連絡会議の開催
- (2) 支援センター設置・運営に関する合同訓練の実施
- (3) 県支援センター運営協力及び先遣隊の役割を担う人材の育成
- (4) 県支援センターの運営及び設置準備に必要な資機材の整備
- (5) 県支援センター設置準備に関する活動への支援
- (6) その他神奈川県地域防災計画に掲げる災害救援ボランティアの支援活動の実施

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、サポートセンター、県社協、県共募及びKSVネットの4者協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにサポートセンター、県社協、県共募及びKSVネットのいずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、サポートセンター、県社協、県共募及びKSVネット4者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月18日

神奈川県横浜市中区鶴屋町2-24-2

かながわ県民活動サポートセンター所長 松田 宏一

神奈川県横浜市中区沢渡4-2

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会会長 篠原 正治

神奈川県横浜市中区沢渡4-2

社会福祉法人神奈川県共同募金会会長 牧内 良平

神奈川県横浜市中区新横浜6-23 金子第2ビル3階

神奈川県生活協同組合連合会内

特定非営利活動法人神奈川災害ボランティアネットワーク

理事長 植山 利昭

災害時等における応急対策及び災害ボランティア関連物資等の供給に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）とコーナン商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等において、応急対策及び災害ボランティア活動支援に必要な物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める

別紙

神奈川県災害救援ボランティア支援センター 業務内容等について

支援センターの具体的な業務内容と実施体制は次のとおりとする。

【業務内容等】

業務内容	
1. 災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信に関すること	
(1) 被災地情報の収集	
(2) 市町村災害ボランティアセンター設置・運営情報収集	
(3) 先遣隊の編成・派遣	
(4) ホームページによる情報発信	
(5) 登録ボランティアへの情報発信	
(6) その他	
2. 市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援及び各種連絡・調整に関すること	
(1) 市町村災害ボランティアセンター運営スタッフ人材派遣	
(2) 資機材・資金調達支援	
(3) 県外自治体等への支援要請	
(4) 県現地支援事務所の開設運営	
(5) その他	
3. 災害救援ボランティア活動への支援に関すること	
(1) ボランティア活動拠点の提供	
(2) 各種NPO・企業へのボランティア活動に対する支援要請	
(3) 県内外ボランティア受入調整	
(4) 県営集ボランティアの被災地派遣	
(5) その他	

支援センターの運営を担うスタッフは、運営団体（かながわ県民活動サポートセンター、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会、社会福祉法人神奈川県共同募金会、特定非営利活動法人神奈川県災害ボランティアネットワーク）の職員及び各団体を通じた協力者にて構成するが、各々の運営への役割・関与の考え方は以下のとおりとする。

【実施体制】

名称	運営上の役割
・ かながわ県民活動サポートセンター	設置・運営主体
・ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会	団体が持つ特性を生かし、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援、県内市町村社会福祉協議会、全国社会福祉協議会等県外社会福祉協議会との連絡調整等、業務遂行に必要な支援を行う。
・ 社会福祉法人神奈川県共同募金会	団体が持つ特性を生かし、災害ボランティアセンターの財政的支援及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議との連絡調整等に関する協力を行う。
・ 特定非営利活動法人神奈川県災害ボランティアネットワーク	団体が持つ特性を生かし、災害救援ボランティアに関わる情報収集・発信、県内外の災害救援ボランティア団体との連絡調整等、業務遂行に必要な支援を行う。

輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金の負担者は、甲とする。ただし、甲乙が協議の上、合意した場合は第三者を負担者として行うことができる。

2 前項に規定する費用は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、前条に規定された負担者が支払うものとし、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第10条 甲及び乙は、業務の実施中に、自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 30年 12月 21日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1



神奈川県知事

黒 岩 祐 治

乙 大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1



コーナン商事株式会社

代表取締役社長 疋 田 直 太 郎

別表 (第4条関係)

災害時等において調達可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、リヤカー、手押運搬車、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、拡声器
日用品等	毛布、寝袋、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ティッシュ、ウェットティッシュ、マスク、石鹸、消毒液、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、事務用品
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機
電気用品等	投光器、発電機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時等における応急対策及び災害ボランティア関連物資等の供給に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と株式会社LIXIL ビバ（以下「乙」という。）は、災害時等において、応急対策及び災害ボランティア活動支援に必要な物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（武力攻撃事態又は緊急対処事態を含む。以下「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時等の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部をいう。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があるときは、乙に調達が可能で物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、原則として、乙が指定するものとする。



(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金の負担者は、甲あるいは甲と乙が協議の上、決定した者とする。

2 前項に規定する費用は、災害等発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、前条に規定された負担者が支払うものとし、請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(情報交換)

第11条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

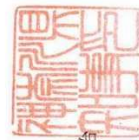
(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年3月31日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治



乙 埼玉県上尾市上298番地1
株式会社LIXIL ビバ
代表取締役社長 豆成 博



別表(第4条関係)

災害時等において調達可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、リヤカー、手押運搬車、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、拡声器
日用品等	毛布、寝袋、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ティッシュ、ウェットティッシュ、マスク、石鹸、消毒液、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ、事務用品
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ、扇風機
電気用品等	投光器、発電機、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時相互協力協定

神奈川県（以下「甲」という。）、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び公益社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会（以下「丙」という。）は、神奈川県内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、効果的な災害救援ボランティア活動支援を行うため、相互に連携・協力する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、丙に対して神奈川県災害救援ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）及び市町村災害ボランティアセンターの情報を提供するとともに、必要な要請を行うものとする。丙は、その組織及び機能等を最大限に活用し、次に掲げる協力を行う。

- (1) 被災状況や災害救援ボランティア活動支援に関する情報等の収集及び提供
- (2) 災害救援ボランティア活動支援用物資等の調達及び仕分け輸送の協力
- (3) 県支援センター及び市町村災害ボランティアセンターの運営への人的支援

（平常時の協力）

第3条 甲、乙及び丙は、平常時から相互に連携・協力し、以下の活動を行う。

- (1) 県支援センターの設置・運営に関する情報等の共有
- (2) 県支援センターの運営に関する協力など災害時における連携体制の確立
- (3) 県支援センターの設置・運営訓練等の実施
- (4) その他、甲、乙及び丙が必要と認めた活動

（連絡会議の運営）

第4条 甲、乙及び丙は、相互の連携・協力のため、以下の方法で連絡会議を開催する。

- (1) 年1回以上の開催
- (2) 甲、乙及び丙が定める担当者出席
- (3) 甲、乙及び丙の合意による関係者の出席

（体制の引継ぎ）

第5条 甲、乙又は丙いずれかの担当者又は災害活動に関わる体制が変更となる場合は、相互に報告するものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の日の3か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも解除又は変更の意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとみなし、以後もこの例によるものとする。

（協議）

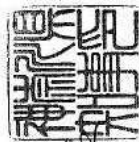
第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議のうえ、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年9月1日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事



黒岩 祐樹

乙 神奈川県横浜市新奈川区沢渡4-2

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



会長 藤原 正隆

丙 神奈川県横浜須賀野市平成町2-14-4

公益社団法人日本青年会議所関東地区神奈川ブロック協議会



会長 武藤 修徳

地震災害の防災知識の普及事項

県及び市町村は、地震災害の防災知識の普及について、次のような事項を主にを行います。

- 1 地震災害全般に関する事項
 - (1) 地震に関する基礎知識
 - (2) 現行の地震防災体制
 - (3) 地震災害事例
 - (4) 本県における被害想定
 - (5) 平常時の心得
- 2 地震の事前対策等に関する事項
 - (1) 地震発生の根拠等
 - (2) 地震に関連する情報（観測・注意・予知）の内容と主な防災対策
 - (3) 「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」発令時の心得
 - (4) 県、市町村等の警戒宣言発令時対策等の内容
- 3 県民の防災活動に関する事項
 - (1) 平常時
 - ア 地域の避難場所及び家族との連絡方法を確認する。
 - イ 建物の補強、家具の固定をする。
 - ウ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
 - エ 飲料水や消火器の準備をする。
 - オ 非常用食糧、救急用品、非常持出用品を準備する。
 - カ 地域の防災訓練に進んで参加する。
 - キ 隣近所と地震時の協力について話し合う。
 - (2) 地震発生時
 - ア まず我が身の安全を図る。
 - イ すばやく火の始末をする。
 - ウ 火が出たらまず消火する。
 - エ あわてて戸外に飛び出さず出口を確認する。
 - オ 狭い路地、扉のわき、がけ、川べりには近寄らない。
 - カ 山崩れ、がけ崩れ、津波、浸水に注意する。
 - キ 避難は徒歩で、持物は最小限にする。
 - ク みんなが協力しあって、応急援護を行う。
 - ケ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされず、余震をおそれない。
 - コ 秩序を守り、衛生に注意する。

資料 1

災害救助に係る神奈川県資源配分計画

1 策定の目的

複数の市町村に災害救助法が適用されることが想定されることが想定される大規模災害時に、県の広域調整の下で、公平で迅速な救助が行えるよう、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などを定める。

2 策定の理由

これまで大規模災害時には、災害救助法を適用し、県が実施主体となり、市町村への事務委任を通じて救助を実施する体制であったが、平成 30 年 6 月に、同法が改正され、国の指定により、政令指定都市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

そこで、救助の主体が複数になることも想定される中で、大規模災害時に県域全体として、公平な救助を迅速に実施するため、災害対策基本法及び改正災害救助法に基づく県の広域調整権の下で、市町村の被災状況に応じて、円滑かつ適切に資源配分を行う必要がある。

3 対象とする資源

大規模災害時に、被災者へ公平な救助を実施する観点から、災害対策基本法及び災害救助法に基づく県の広域調整が必要となるすべての資源を対象とする。

(対象となる資源の例)

- ・被災者に提供する水、食料、生活必需物資などの救援物資
- ・救援物資等の輸送手段や物資拠点
- ・応急仮設住宅（建設型、借上型）
- ・医療資源（保健医療活動チーム、医療機関、医薬品等）
- ・国がプッシュ型で提供する資源、県が協定事業者、指定行政機関（国）、全国知事会、九都県市など、広域的な枠組みを活用して調達する資源

- ・その他、指定（地方）公共機関など、広域的な活動を行う物資等供給事業者が供給する資源

(対象外となる資源の例)

- ・市町村の備蓄物資
- ・地域商店会等から調達する物資などの地域密着型の物資
- ・市町村独自の自治体間協定・カウンタートパートによる支援物資等

4 適用する事態

複数の市町村で災害救助法が適用される広域的な災害とする。なお、救助実施市のみが同法の適用となる局所災害においては、計画は適用せず、救助実施市は、自ら資源を確保し、県は、被災市の資源の確保が迅速で適切にできるよう、支援することとする。

5 資源配分の目安

県が平成 25・26 年度に実施した地震被害想定に基づく、資源配分の目安は、「別表」のとおりとする。

これを基に、県、救助実施市は必要な事前の準備を行い、資源配分計画が適用される災害にあつては、次項に基づき、被災の状況に応じて、資源供給計画を策定し、資源の供給を行うこととする。

また、大規模水害など、地震以外の災害においては、目安の設定は行わず、被災状況に応じて、次項の手順に準じて資源の配分を行うこととする。

なお、医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部（県統制部）と連携して資源配分・供給を行うものとする。

6 資源供給計画の策定

物資の配分については、市町村の要請を待たずに国等が物資を供給する「プッシュ型支援（災害対策基本法第 86 条の 16 第 2 項）」及び市町村の要請を受けて県が調達・供給するプル型支援（同法第 86 条の 16 第 1 項）に分けて、手順を整理する。

（1）プッシュ型支援

国の首都直下地震等の応急対策計画では、国は発災後 3 日目までに県が設置する物資拠点（広域物資拠点）に輸送し、4 日目以降、順次、県が、市町村が設置する物資拠点（地域内輸送拠点）に輸送することとなっている。国のプッシュ型支援における資源の供給計画の策定手順は次のとおりとする。なお、県がプッシュ型支援を行う場合にも、同様とする。

ア 資源配分の目安の確認

県統制部において、震度情報などから、類似の地震を推定し、「別表」に基づく資源配分割合の目安を確認し、資源供給の準備を行う。

イ 資源供給計画の策定

市町村等からの被害報告、県の現地災害対策本部などからの情報を基に、概括的な被害情報を整理し、推定される避難者数などを基に、資源配分割合を設定する。併せて、供給される資源の規模、時期など、国の物資輸送計画を確認し、資源供給計画を策定する。

なお、発災後 3 日目までは家庭及び市町村等の備蓄で物資が賄われることを前提とするが、3 日目までに物資が不足する市町村から要請があった場合には、県が次項のプル型物資の手順による緊急調達を行う。

（2）プル型支援

市町村からの物資等の要請を受け、県は、物資等供給事業者、全国知事会、指定行政機関などに対して応援要請を行い、市町村に供給する。その際の資源供給計画の策定手順は次のとおり。

ア 市町村の支援ニーズの把握

県統制部が、県の災害情報管理システムや現地災害対策本部などからの情報を基に、市町村の物資のニーズを把握、整理する。

イ 資源供給計画の策定

県統制部が、物資等供給事業者や全国知事会などの応援による供給可能量、輸送時期を把握し、市町村のニーズに応じた資源供給計画を策定する。

なお、広域調達した物資は、県の広域物資拠点で受け入れ、市町村が指定する地域内輸送拠点等に輸送する。

7 資源供給計画の策定の体制

県統制部・被災者救援班に、救助実施市、物資等輸送関係団体のしりしり（情報連絡員）等による資源配分連絡調整チーム（仮称）を設置し、資源配分の目安の確認、資源供給計画の策定、物資の集配拠点の指定、輸送手段の確保などの調整を行う。救助実施市は、発災後、速やかに、資源配分の判断ができる立場の職員及び救助実施市の災害対策本部との連絡調整ができる職員を、県統制部に派遣する。

なお、医療や応急仮設住宅など、個別の計画に基づく資源配分は、県災害対策本部の所管部が、必要に応じ、救助実施市、関係事業者等と連携して調整を行うが、県統制部に設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）で調整が必要になった場合は、第 10 項の連絡会議（仮称）の構成員を招集し、適宜、調整を行うことができる。ととする。

8 特別基準の協議

県統制部及び救助実施市は、国と特別基準を協議する場合は、公平な救助を実施するため、できるだけ事前に情報を共有する。また、国との協議結果についても同様に共有する。

なお、個別の計画に基づく配分を行う資源に係る特別基準を協議する場合についても、県災害対策本部の各部は、救助実施市の担当部署との間で情報を共有し、その情報については、県統制部とも共有するものとする。

9 求償事務の整理

県及び救助実施市は、他の都道府県及び救助実施市が応援のため支弁した費用（県にあつては、事務委任に基づき委任を受けた市町村が繰替支弁をした費用を含む）について、それぞれ、求償に応じる。

その際、県及び救助実施市に対する求償の重複や漏れが生じないよう、留意するものとする。

10 平時における取組

(1) 災害救助に係る連絡会議（仮称）の設置運営

県は、常設の災害救助に係る連絡会議（仮称）を設置し、これを毎年1回以上開催し、資源配分計画の検証、連携体制の確認を行う。

なお、会議は、次の者によって構成するものとし、詳細は別途要綱等により定める。

- ・県、救助実施市、市長会、町村会
- ・内閣府、国の地方機関
- ・物資等輸送関係団体
- ・建設・不動産関係団体
- ・医療関係団体
- ・指定（地方）公共機関（大手輸送事業者、物資供給事業者）
- ・協定事業者
- ・その他 災害救助法に基づく委託団体（日本赤十字社神奈川県支部）

(2) 連絡窓口の共有

災害時に救助が円滑かつ迅速に実施されるよう、連絡会議（仮称）の構成機関は、連絡調整窓口を明確化し、毎年度更新のうえ、関係機関で共有する。

(3) 訓練の実施

資源供給計画の策定、物資拠点の設定、輸送手段の確保など、県が設置する資源配分連絡調整チーム（仮称）の設置、運営訓練を定期的に実施する。

(4) 協定等の充実

県は、県域全体を対象とした物資配分における広域調整機能の実効性を確保するため、民間企業等との協定の締結や、指定地方公共機関の指定の促進に努める。

また、物資の円滑な供給を確保するため、物資拠点のリスト化を進める。
救助実施市は、県の広域調整の下で、円滑に救助が実施できるよう、民間企業等との協定の充実を努める。その際、大規模災害時には、県の広域調整の下で、資源配分が行われることを明確にする。

11 救助実施市以外の市町村の支援

(1) 平時

県は、本計画に基づき、公平な救助の実施が行えるよう、災害救助法の事務委任に係る事前の取決めに定めた救助の着実な実施に向け、研修等の充実に努める。

また、市町村の資源の確保を迅速で適切に支援できるよう、協定のさらなる充実など、国や民間企業等との連携強化に努める。

(2) 災害発生時の対応

県は、事前の取決めに基づき、市町村に事務委任を行い、県、救助実施市、救助実施市以外の市町村が連携して、災害救助を実施する。また、救助実施市は、被災の状況に応じ、自らの資源を活用し、県の広域調整の下で、救助実施市以外の市町村の支援に努める。

別表 (資源配分の目安)

	都心南部 直下型地震	三浦半島 断層群の地震	神奈川県 西部地震	東海地震	南海トラフ 巨大地震	大正型 関東地震	元禄型 関東地震
	6 強	6 強	5 弱	5 強	5 強	7	7
横浜市	554,430	259,330	0	19,550	25,260	1,587,310	1,706,930
	4 2 %	6 3 %	0 %	2 2 %	2 0 %	4 2 %	4 2 %
	6 強	6 弱	4	5 強	5 強	7	7
川崎市	479,060	5,620	0	14,850	31,040	428,590	484,060
	3 6 %	1 %	0 %	1 7 %	2 4 %	1 1 %	1 2 %
	6 強	5 強	5 弱	5 強	5 強	6 強	6 強
相模原市	85,980	450	0	10	430	81,920	81,920
	6 %	0 %	0 %	0 %	0 %	2 %	2 %
政令指定 都市以外 の市町村	6 強	6 強	6 強	6 弱	6 弱	7	7
	180,000	142,850	61,520	51,680	69,440	1,047,230	1,710,090
	1 3 %	3 4 %	1 0 0 %	6 0 %	5 5 %	4 3 %	4 2 %

上段は最大震度、中段は避難者数（人）、下段は資源配分割合（小数点以下切り捨てで記載）をそれぞれ示す。

※ 上表は、県の地震被害想定避難者数を基にした資源配分の目安である。災害時には、ライフラインや住宅などの被災状況、地域特性、市町村のニーズなどを総合的に判断した上で、県の広域調整の下、資源配分を行う。

応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画
平成 30 年 12 月 27 日（令和 5 年 9 月 15 日改定）

神奈川県住宅計画課

1 策定の目的

平成 30 年 6 月に災害救助法が改正され、国の指定により、政令市が救助実施市として、救助の実施主体となり得ることとなった。

県内に救助の実施主体が複数になることも想定される中で、県では、大規模災害時に県域全体として、公平で迅速な救助を行うため、資源配分に係る計画策定の手順や県及び救助実施市の役割、平時・災害発生時の連携体制などについて「災害救助に係る神奈川県資源配分計画（くらし安全防災局危機管理防災課所管）（以下「県資源配分計画」という。）」を定めることとなった。

この県資源配分計画において、「医療や応急仮設住宅など、資源配分の手順等が個別の計画等であらかじめ定められている場合は、その計画に基づき、県災害対策本部の各部において、県災害対策本部の統制部と連携して資源配分・供給を行うものとする。」とされたことから、応急仮設住宅の供給については、県資源配分計画の個別計画として、建設型応急住宅の設置計画（供給計画）の策定に係る事務オペレーション等について「応急仮設住宅の供給に係る神奈川県資源配分計画」を次のとおり定めることとする。

2 資源配分について

(1) 資源配分の対象

○本計画において、資源配分の対象は、建設型応急住宅に係る協定を締結している団体（以下「協定団体」という。）から示される「供給可能戸数」とする。

○一方、賃貸型応急住宅は、県下共通の供給ルールで運用する必要があることや、建設型応急住宅の配分をする上で民間賃貸住宅の供給戸数を把握する必要があることなどから、広域調整が必要な資源として県資源配分計画の対象としているが、次の理由により、配分は設定しない。

(理由)

- ・今後、都心南部直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害が発生し、被災した市町村だけでは賃貸型応急住宅を確保することが困難な場合には、当該市町村又は県を越えた広域的な避難も余儀なくされる可能性が高い。
- ・このような大規模の災害においては、被災者が民間賃貸住宅を自ら探すことが主流となることが想定される。実際に、東日本大震災時には、全国各地に避難が行われ、本県でも民間賃貸住宅等に被災者を受入れており、被災者が自ら選択して契約をした。
- ・このような大規模の災害において、救助の実施主体毎に空き住戸を配分すると、被災者の避難行動を制約し、迅速な住宅提供を損ねる可能性がある。

(2) 資源の事前配分

大規模災害において、救助実施市が発災直後から速やかに建設準備に着手できるように、協定団体から示される初動期（1ヶ月）の供給可能戸数について、人口割合に応じて事前に配分することとし、次表のとおり事前配分戸数をあらかじめ設定する。

なお、事前配分の適用については、発災直後の県内の被災状況（震度分布、津波高さ・浸水範囲、水害の浸水範囲等）を踏まえ、県及び救助実施市で協議して決定する。

■事前配分戸数（令和5年1月1日時点の総人口数により設定）

救助主体	総人口数		事前配分戸数（戸）	
	（人）	（地域比）	割合	合計
横浜市	3,769,595	40.8%	41%	800
川崎市	1,540,516	16.7%	17%	331
相模原市	726,031	7.9%	8%	156
県（政令市除く）	3,191,759	34.6%	34%	663
合計	9,227,901	100%	100%	1,950

【参考】県内の供給可能戸数※1（単位：戸（29.7㎡※4））

協定団体	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	備考
ブレハブ建築協会（ブレ協）※2	(3,800)	(28,000)	(62,000)	(関東)
全国木造住宅産業協会（全木協）	380	2,800	6,200	神奈川県
日本木造住宅産業協会神奈川支部（木住協）	500	1,500	3,000	神奈川県
日本ムービングハウス協会（ムビ協）※3	1,000	3,000	6,000	神奈川県
	(500)	(1,500)	(3,000)	(関東)
	70	210	420	神奈川県
合計	1,950	7,510	15,620	

※1 各協定団体の供給可能戸数は、協定に基づき報告を受けた建設能力としている。（令和5年5月時点）

※2 ブレ協の本県への供給可能戸数は、関東圏域（10都県）の供給可能戸数の10%と想定している。

※3 ムビ協の本県への供給可能戸数は、関東圏域（7都県）の供給可能戸数の14%と想定している。

※4 ムビ協の単位は戸（32.2㎡）とする。

3 建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に係る事務オペレーション

(1) 平時

①早期着工可能地の選定（市町村）

・市町村は、建設候補地データベースを適時に更新し、早期着工可能地を選定して県に報告する。

②事前対策の情報共有及び検討（県、市町村）

・県及び市町村は、神奈川県地域住宅協議会災害時住宅対策検討部会において、応急仮設住宅の供給に係る事前対策の情報共有及び検討を行う。

(2) 発災直後～1週間頃

①事前配分の適用の要否の判断（県、救助実施市）＜発災直後＞

・県及び救助実施市は、2（2）に基づき、資源の事前配分の適用の要否を協議して決定する。

②供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）

・県は、公的賃貸住宅（事業主体）及び賃貸型応急仮設住宅（協定団体）の提供可能戸数、並びに建設型応急仮設住宅（協定団体）の供給可能戸数を把握して、市町村と情報共有する。

③必要建設戸数の推計（県）

・①の事前配分の適用を踏まえて、県は、次の推計方法に基づき、必要建設戸数を推計し、市町村と情報共有する。

【必要建設戸数の推計方法】

$$\begin{aligned} \text{必要建設戸数} &= \text{避難者数}^{※1} / 2 \text{人}^{※2} \text{（避難世帯数の推計）} \\ &\times 80\% \text{（全壊・半壊世帯割合}^{※3} \text{の推計）} \\ &\times 1/2 \text{（建設型応急仮設住宅要望}^{※4} \text{の推計）} \end{aligned}$$

※1 県災害情報管理システムの避難者数により把握する。

※2 本県の世帯平均人数より設定（H27.10.1時点 2.26人）

※3、4 東日本大震災における被災県の事例を参考に設定。

(注意)「必要建設戸数」の公表に当たっては、発災後の初期段階の情報に基づく推計値であることを明記して、協定団体等が混乱を招くことがないようにする。

④建設用地の選定（市町村）

・市町村は、③の必要建設戸数（推計値）に対して、地蔵特性や被災状況を踏まえて、早期着工可能地の中から建設用地を選定して、県に報告する。

⑤要望調査の準備（市町村）

・市町村は、実際の必要建設戸数を把握するため、要望調査（避難所アンケート等）の準備を開始する。

- ⑥設置計画（第1次）の策定（県、救助実施市）
- ・県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に供給可能戸数を配分する。
 - ・県及び救助実施市は、配分された供給可能戸数について、④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画の原案を作成する。
 - ・県は、設置計画原案について、市町村（救助実施市を除く）に意見照会を行う。
 - ・県及び救助実施市は、内閣府と調整の上、設置計画（第1次）を策定する。
- （3）2～3週間頃
- ①供給可能戸数等の把握（県、事業主体、協定団体）【更新】
- ・県は、協定団体から提供される供給可能戸数等の情報を適時に更新して、市町村と情報共有する。
- ②必要建設戸数の推計（県）【更新】
- ・県は、必要建設戸数（推計値）を適時に更新して、市町村と情報共有する。
- ③要望調査の実施（市町村）
- ・市町村は、準備が整い次第、避難所アンケート等による要望調査を開始し、必要建設戸数を推計値から要望戸数に置き換えて県に報告する。
- ④建設用地の選定（市町村）【見直し、追加】
- ・市町村は、③の要望戸数に応じて、建設用地の見直し及び追加を行って県に報告する。
- ⑤設置計画（第1次）の更新（県、救助実施市）
- ・県は、①～③の情報を基に、県及び救助実施市に配分する供給可能戸数を精査する。
 - ・県及び救助実施市は、精査後の供給可能戸数と④の情報を基に、建設型応急仮設住宅の設置計画（第1次）の内容を見直して更新する。

（4）3週間以降

- （3）と同様の流れで、第2次以降の設置計画を策定する。

4 特別基準の協議について

県及び救助実施市は、建設型応急仮設住宅の特別仕様等の特別基準について国と協議する場合は、できるだけ事前に情報を共有することとする。また、国との協議結果についても、同様に共有する。

5 その他

本計画に記載のない事項については、県資源配分計画及び神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル（神奈川県地域住宅協議会作成）によることとする。

以上